

モトチャンプ杯 ミニバイクレース選手権

東日本シリーズ

競技規則書

AkigaseSportsClub

モトチャンプミニバイクレース選手権東日本シリーズ競技規則書

第1章 大会開催に関する事項

第1条 主催者及び大会事務局

サーキット秋ヶ瀬 〒338-0824 埼玉県さいたま市桜区上大久保1099

TEL 048-855-7862 FAX 048-854-8280

第2条 開催場所

サーキット秋ヶ瀬 〒338-0824 埼玉県さいたま市桜区上大久保1099

第3条 開催日 公式HPIに記載

第4条 大会競技役員および審査委員会

公式プログラムにて発表する。

第5条 クラス区分

OPEN ビギナー (中級者クラス)

HRCTロフィー (ノーマルNSFワンメイククラス)

ST (APE, XR-MOTARD, KSR110一部改造クラス)

M (ノーマルミッションクラス)

FN-EXP エキスパート (ノーマルスクーター。上級者クラス)

FP-EXP エキスパート (2stスクーター一部改造。上級者クラス)

SP12-EXP エキスパート (12インチ一部改造。上級者クラス)

SP50-EXP エキスパート (17インチ一部改造。上級者クラス)

OPEN (S50, FS, S12, 10inchSPLの混走)

FN-4 エキスパート(4スト スクーター)

FP4-ST エキスパート

第6条 延期、中止及び変更に関する事項

大会主催者は大会審査委員会の承認を得て大会の一部または全部を延期中止することができる。この場合のエントリーフィーは全額返還される。なお、参加者はこれによって生じる損失について主催者に抗議する権利を保有しない。

第2章 競技会参加に関する事項

第7条 エントリーの方法

参加申込書に必要事項を記入し署名捺印の上、参加費を添えてお申し込み下さい。尚、未成年の場合は親権者の署名、捺印が必要です。現金書留で申し込みをする場合は締め切り日必着のこと。FAXによるエントリーは認めない。

第8条 参加資格

大会開催時有効のサーキット秋ヶ瀬またはモトチャンプ杯開催サーキットのライセンスを所持し、健康でかつレースに出場するのに相応しい良識的判断のできる者とする。

第9条 エントリーの受理と拒否

- 1) 主催者は理由を示すことなくエントリーを拒否することができ、かつその行為を持って最終の決定とする。この場合エントリーフィー及び保険料は全額返還される。
- 2) エントリーを受理したものには参加受理書を発行する。参加受理書発行後、参加を取り止めたものに対してはエントリーフィーを返還しない。

第10条 参加定員及び最低成立台数

- 1) 会運営上参加受付を制限する場合がある。その場合の優先順位は申し込み順とする。
クラス参加申し込み台数が4台以下の場合、レースを取り止めることがある。
- 2) ビギナー、エキスパートの区分のあるクラス及びまたHRCTロフィークラス、STクラスにおいて各クラスの参加台数が10台以下で全クラスの参加台数がフルグリッドに超えない場合、混走別賞典としてレースを開催することがある。HRCTロフィー、STクラスの混走対象クラスについてはプログラム発表とする。

第11条 エントリーフィー及び保険料

公式HPに記載

第3章 競技に関する事項

第12条 競技内容

- 1) 参加受付、車両検査、開会式、ライダーズミーティング
- 2) 公式練習 各クラス5分間 以上
- 3) 予選ヒート
スターティンググリッドは参加受付時に抽選で決定。
- 4) 敗者復活戦 6周 (エントリー台数が29台以上の場合)
SP12-Fのみエントリー台数が28台を上回る時に、競技長の判断により予選結果に基づいたB決勝のレースを行なう。
- 5) 決勝
- 6) 周回数についてはレースの進行状況に応じて減算することがある。
ボーナスポイントとなる最終戦、全国大会については周回数を変更する場合がある。その際の周回数はプログラム発表とする。

第13条 スタート

- 1) 各クラスともスタンディングスタートとする。ウォームアップランに間に合わない者やスタート時にグリッドよりスタート出来なかったものはピットスタートとする。ピットスタートはピットロード出口より出走とし、第1コーナーを全車が通過後オフィシャルの指示によりスタートする。
- 2) フライングをした者に”PS”と書かれたボードと共にゼッケンNo. を提示する。これを提示された者はピットインしなければならない。コントロールタワー下で一旦停止後レースに復帰することが出来る。

第14条 フィニッシュ

各レースの1位の者がチェッカーフラッグを受けてから1分でレースを終了する。完走者のみを入賞の対象とする。完走者とは1位の3分の2以上を走行していなければならない。

第15条 順位の決定

- 1) 順位はチェッカーを受けた順によって決定する。コントロールラインを通過する時はライダーとマシンと一緒に通過しなければならない。(押しで通過してもよい。)
- 2) 順位は完走者の中から周回数の多い順に決定される。
- 3) 同一周回数の場合はコントロールラインの通過順による。

第16条 レースの成立

レースは1位の者が規定周回数の3分の2以上を周回した時点で成立とする。従って3分の2以上を周回した場合の赤旗などによる途中中断は、その前週の着順をもって成立とする。3分の2以前で中断した場合、以下のいずれかの方法で再スタートする。

- 1) 中断以前の着順、ペナルティー等すべて無効とし規定周回数により再スタートする。
- 2) 中断の前週の順位により、スターティンググリッドを決定し、残り周回数のレースを行う。この場合、再スタートに伴うサイティングラップも周回数として計算する。
- 3) 競技長が競技続行不可能と判断した場合、中断の前週の順位をもってレース終了とする。この場合のシリーズポイントは規定の半分(小数点以下四捨五入)を与える。

第17条 再車検

レース終了後入賞車両を、車両保管する。また入賞車両はエンジンを分解し排気量を測定するほか、規定を超える改造などについて検査を行う。これにより規定に反する事項があった場合は失格とする。

第18条 公式練習及びレース中における規則

- 1) 公式練習は、正当と認められる理由がない限り、必ず出走しなければならない。また、出走が不可能な場合は不出走届を大会事務局へ提出しなければならない。
- 2) コースは常に先入者を優先とし、追い抜きをする者は前方の車を妨害してはならず、又前方の車は後方の車の進路を無理に妨害してはならない。
- 3) 大会役員が違反、妨害行為(プッシング、ブロッキング、その他の非スポーツマン的行為)とみなした者にはペナルティーを科す。さらに、その行為が2回以上に及ぶ時は競技失格とする。
- 4) いかなる場合においても逆走をしてはならない。但し、コース役員の指示がある場合は除く。
- 5) レース中はやむを得ない場合を除き、コースを外れてショートカットをすることは認められず、当該行為はペナルティーの対象となる。
- 6) 衝突を避けるためにやむを得ずコースアウトした場合はその最も近い場所からコースに復帰しなければならない。

- 7) スタートを含めてレース中にコース内で停止した車両の選手は他の選手に自分が動かないことをアピールし、それらが通過した後に車両を安全な場所に移動しなければならない。さらに他を妨害することなく自力で再発進出来る場合のみレースに復帰できる。
- 8) 選手は出走時工具などを携行してはならない。
- 9) 選手が修理のためにピットに向かう場合はコースに沿ったグリーン上を周回方向にのみ車両を押して移動することが出来る。
- 10) コース上でリタイアする選手はコース外の安全な場所に車両を移動しレース終了まで待機すること。また、近くのコース役員にリタイアの届を出すこと。
- 11) ピットイン、ピットアウトは決められた場所で行わなければならない。イエローラインカットは失格とする。
- 12) 練習及びレース中にパドック(ショートカットを含む)に入った車両はレースを放棄したものとみなし再びコースに入ることは許されない。
- 13) レース中に事故などに遭い故障があると思われる車両は安全検査のため、役員により、停止を命じられる場合がある。また、危険とみなされた車両はレースから除外される場合がある。
- 14) 参加選手の補助に関してはコースマーシャルのみが対応することが出来る。レースがスタートしてからピットクルー(親権者等)などがコース内に入った場合には参加選手にペナルティーを課すことがある。
- 15) レース進行中の大会役員及びコース員の裁定に対しての抗議は、これを一切受け付けない
- 16) 黄旗提示中のコーナーでの追い越しを一切禁ずるものとし、違反行為に対してペナルティーを科す事がある。

第19条 ライダーの装備

- 1) 出走するライダーは以下の装備を装着して走行しなければならない。又、著しく損傷しているものについては使用を認めない場合がある。またMFJ公認を使用することが望ましい。
 - ・ フルフェイスヘルメット
 - ・ レーシングスーツ、レーシンググローブ、レーシングブーツ ※皮製に限る
 - ・ 脊椎パッド ※スーツに装着されているものを使用する場合は不要
 - ・ ヘルメットリムーバー※チェストプロテクターの装着を推奨する。

第3章 抗議に関する事項

第20条 抗議

参加者は自己が不当な処置をされていると考えられる時、競技長を径由し大会審査委員会あてに理由を明記した文書によって抗議することが出来る。ただし、暫定結果に対しては結果発表後20分以内に限り受け付ける。また、抗議に対する裁定は大会審査委員会が下したものを最終決定とする。

第21条 抗議料 5,000円

第4章 賞典及び得点に関する事項

第22条 賞典

- 1) 決勝ヒートの結果により、ライダーに対して以下の通り賞典を行う。
各クラス1位から6位まで正賞及び副賞。
- 2) 出場台数により、以下の通りに賞典を制限する。

12台以上	10台～11台	8台～9台	6台～7台	5台以下
6位まで	5位まで	4位まで	3位まで	1位のみ

第23条 シリーズポイント及び昇格ポイント

- 1) 本大会の選手権対象クラスは、
HPなどで案内する。
- 2) 選手権の各レースに出場選手に対して下表(A)のポイントを与える。

表(A)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
ポイント	20	15	12	10	8	6	4	3	2	1

- 3) シリーズ全戦のポイント合計でシリーズの順位を決定する。尚、最終戦はボーナスポイントとして1.5倍を加算し、同ポイントの場合は上位入賞回数の多い者を上位とし、かつそれでも決定しない場合は最終戦の上位入賞者を上位とする。最終戦不出場の場合にはポイント取得の早いものを上位とする。シリーズの表彰対象は4戦成立以上とし上位3名を表彰、全戦レースが成立した場合上位6名を表彰とする。年間平均参加台数が10台に満たない場合にはシリーズ賞典を制限する場合がある。

第5章 その他の事項

第24条 競技ゼッケン

固定ゼッケンとする。ゼッケン、ベースカラーについてはモトチャンプ杯統一車両規則による。

第25条 ウェイト規制

Mクラス、SP12クラスにおいて以下の通り、ウェイト規制を設ける。4ストローク車両は規制値+3kgとする

計測する重量は車両、ライダー、装備の合計重量としレース中は規定ウェイトを満たしていること。レース終了後車検時に重量測定を行う。ウェイトの搭載については車両にのみ認める。取り付けは決して脱落しない様に強固に固定すること。脱落はペナルティーの対象とする。

クラス別ウェイト規定 ・SP12-F、B : 120kg ※4st車両123kg
・M、SP12-EXP : 125kg ※4st車両128kg

第26条 ペナルティー

選手及びピットクルーは大会開催中、各大会規則及び大会役員の指示に従うこと。違反事項があった場合はペナルティーを科す。与えられたペナルティーに関しての抗議は一切受け付けない。また、ピットクルーの違反行為に関してはすべて選手が

負うものとする。ペナルティーはその軽重に従って以下の通りとする。

- 1) 厳重注意 口頭による注意、再度の行為には更なる重いペナルティーを課す
- 2) 順位降格 予選、決勝結果に対し軽重に従った順位を降格する。
- 3) 周回減算 予選、決勝結果に対し軽重に従った周回を減算する。
- 4) 失格 予選、決勝の結果を抹消する。
- 5) 出場停止 失格より重い罰則で結果抹消の上、軽重に従った出場停止処分を課す。

第27条 その他の遵守すべき事項

- 1) レース仕様車でサーキット付近、一般公道を走行することを禁止する。
- 2) 競技規則上の解釈をめぐっての混乱、トラブルが発生した場合は、大会審査委員会の解釈を最終決定とする。
- 3) パドック、ピット内でのプレーキテスト、各テスト走行を禁止する。
- 4) パドック、ピットエリアは全面禁煙とする。煙草を吸う方は指定の喫煙所を利用の事

第28条 保険

- 1) 競技会に参加するライダーは下記のオーガナイザーが付保するバイクレースに有効な保険を含み、総額1,000万円以上の有効な保険に加入している事を申請することを推奨する。
- 2) オーガナイザーの付保する保険の他に保険に加入することを推奨する。
- 3) オーガナイザーが競技会に参加するライダー並びにピット要因に付保する競技に有効な保険の保険金額は被保険者1名に対して次のとおりとする。

ライダー保険金額普通条件100万円

ピットクルー保険金額普通条件100万円

- 4) 事故日から180日以内に死亡した場合、保険額全額(普通条件)が支払われる。

事故の日から180日以内に体の一部をなくしたり、その機能をなくした場合は、その程度に応じて保険金額(普通条件)の下記割合で支払われる。

- | | |
|-------------------------------|-------------------------------|
| 1 終身自由を行うことができない場合:100% | 9 片方の耳が聞こえなくなった場合:30% |
| 2 両方の目が見えなくなった場合:100% | 10 片方の耳をなくした場合:3~15% |
| 3 腕または足(関節より上部)をなくした場合 60% | 11 片方の手の人差し指をなくした場合:8% |
| 4 両方の耳が聞こえなくなった場合:80% | 12 足の親指をなくした場合:10% |
| 5 ソシヤクまたは言語の機能をなくした場合 100% | 13 親指、人差し指以外の手の指を1本なくした場合:10% |
| 6 片方の眼が見えなくなった場合:60% | 14 親指以外の足の指を1本なくした場合:5% |
| 7 鼻をなくした場合:15~30% | |
| 8 片方の手の親指(指関節より上部)をなくした場合:20% | |

上記の各号に該当しない不具廃疾については保険加入者の職業、年齢、身分、性別等に関係なく、身体の完全に棄損された程度に応じて、上記各号の区分に応じて50%以内で保険金が支払われる。

- 7) 傷害の結果として平常の業務に支障をきたし、しかも医師の治療を要するときに支払われる保険金で平常の業務に従事することができるようになるまで1日について、入院の場合は2,000円、通院の場合は1,000円が支払われる
入院保険金が支払われる場合で、事故日から180日以内に怪我の治療を目的に手術を受けられた

とき〔入院保険金額〕×〔手術の種類に応じて定められた倍率〕（10倍、20倍、40倍）

- 8) 入院保険金の支払いは180日を限度とする。
- 9) 通院保険金の支払いは90日間を限度とする。
- 10) 事故による傷害について後遺傷害保険金と重ねて支払われる場合は合算額が支払われる。
- 11) 入院保険金が支払われる場合で、所定の状態になり、医師が付添いを必要と認めた期間に職業付添者（入院先の病院、診療所と雇用関係にある者を除く）を雇い入れたとき〔入院保険金額〕×50%×付添者の雇用日数（180日が限度）
- 12) 健康保険、労災保険市その他の給付には関係なく保険金は支払われる。
- 13) 保険請求について必要な書類は以下の通り。
 - a. 傷害の程度を証明する所定の医師の診断書。 傷害事故の場合
 - b. 全治した時の医師の治癒証明書。 傷害事故の場合
 - c. 死亡診断書および戸籍謄本 死亡事故の場合
 - d. 競技長の事故確認書 傷害、死亡共